

ホームページ公開

平成25年9月25日 教育委員会定例会 会議録

1 開催日時及び場所

- ・平成25年9月25日(水) 午後2時5分 ~ 午後4時5分
- ・教育委員会室

2 出席者

委員

事務局職員

委員長	野原正美	教育次長	南谷清司
委員	稲本正	教育次長	福井康博
委員	土屋嶮	義務教育総括監	和田満
委員	月村時子	総合教育センター長兼教育研修課長	浅井正美
委員	森口祐子	教育総務課長	井川孝明
教育長	松川禮子	教育総務課教育主管	高橋博美
		教育財務課長	後藤幸晴
		教職員課長	蛭川義高
		学校支援課長	柿澤雄二
		特別支援教育課長	安田和夫
		社会教育文化課長	浜崎浩之
		スポーツ健康課長	増田和伯

3 議事日程等

報第1号及び事務局報告(5)について非公開とすることを決定。

前回会議録の承認に引き続き、まず教育ビジョンに関連する事務局報告(1)について事務局の報告を受け、その他の案件については議事日程に従い進行することに決定。

4 会議録

平成25年8月26日開催の教育委員会会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 () 書きは事務局発言
報第1号 職員の表彰について（非公開案件）	
<p>死亡退職した職員（1名）の表彰について、専決したことを報告し、承認された。 本件は非公開案件であるため、会議録は別途作成。</p>	
報第2号 教育に関する事務に係る予算に対する意見について	
教育総務課長	<p>教育に関する事務に係る予算に対する意見について、9月11日、専決処分により回答したので報告し、その承認を求めるものである。 今回の補正予算は27億7,939万円の減額で、補正後の予算額は1,686億4,932万6千円で、対前年比101.3%となる。補正の主なものとしては人件費で、7月から給与の減額措置をしており、その関係の数字の整理をこの9月補正で行ったので、職員給与費で20億円ほど減額している。その他に、県立学校の日々の運営に係る経費に若干不足が生じるということで、県立学校に係る管理運営費を増額している。また、学校施設設備維持管理費については、学校にある木の剪定を職員が行っていたところ怪我をするという事案が発生したので、高い立木については委託により実施することとし、そのための経費を増額している。また、いじめ対策等生徒指導推進事業費であるが、国の補助を受け、いじめ等に関する対策を進めるものとして、100万円ほど増額している。</p>
稲本委員	「科学の甲子園ジュニア」とは何か。
学校支援課長	<p>「科学の甲子園」というものがあり、これは高校生が対象で、自然科学分野で競うものであるが、今回文部科学省がこれの中学生版をやるということで、同じように中学生が自然科学分野、理科分野の知識や実験で競うというものである。</p>
委員長	報第2号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により承認する。
議第1号 岐阜県教育職員免許法施行規則の一部を改正する規則について	
教職員課長	<p>平成25年8月8日に国の教育職員免許法施行規則が改正されたことに伴い、所要の規定整備を行うものである。 先日来、新聞等で幼稚園の教員免許を更新していない者が話題になっており、本県でも事例があったが、保育士の免許を持っている者に、幼稚園教諭の免許状を授与するための特例措置に応じた改正である。背景として、幼保連携型の認定こども園が県内にもいくつかできているが、その設置促進を国が進めているところである。認定こども園の職員は保育士の資格と、幼稚園教諭免許状の両方を持っていることが原則である。しかし、実際に両方を有する者は少なく、なかなか認定こども園が増えないという現実もある。平成25年7月1日に、改正認定こども園法の施行後5年間は、いずれかの免許・資格を有していればよいという経過措置が設けられ、また、一方の免許・資格のみを有している者について、特例措置が設けられた。この特例措置は認定こども園で勤務する者に限った措置であるが、教育委員会の関係としては、保育士資格のみを持つ者で、保育士として3年以上かつ4,320時間以上良好な成績で勤務した者は「教職に関する科目」計8単位を取得すれば、幼稚園教諭免許状が取得できることとされた。その免許状の取得申請に必要な書類等を規定するための改正を行うものである。</p>

ホームページ公開

月 村 委 員	逆に、幼稚園教諭の免許状を持つ者の、保育士資格の取得の特例はあるのか。
教職員課長	逆もある。それは保育士資格取得の特例であるので、教育委員会の所管ではない。
委 員 長	8単位はどれくらいの期間で取得できるのか。
教職員課長	最短では、4週間くらいで可能であったと思う。
委 員 長	議第1号につき、挙手により採決する。
委 員 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
議第2号 教科用図書採択地区の設定の一部改正について	
学 校 支 援 課 長	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づき設定している教科用図書採択地区における現在の岐阜地区を、岐阜地区と岐阜市地区とに変更するものである。教科用図書の採択地区は、現在岐阜、西濃、美濃、可茂、東濃、飛騨の6地区がある。この採択地区は、その地区内の市町村立の小中学校の中で、それぞれ同一の教科書を使用する地区のことをいう。岐阜地区であれば、現在は岐阜市も含め同じ教科書を使用している。今回は、この岐阜地区のうち、岐阜市が岐阜地区から外れ、一つの地区となる。県内の採択地区は6から7に増えることになる。</p> <p>法令により、採択地区の変更は告示をすることになっている。教科書の採択に関しては、来年度、平成26年度は小学校における教科用図書の採択を行う年である。平成26年度に、27年度から使用する教科用図書の採択について議論することになる。今回、これを認めていただくと、27年度から使用する教科書について、たとえば岐阜市と羽島市などで、使用する教科書が異なることがあるということになる。これまで採択地区の規模が適正であるかということは、それぞれの地区の協議会において議論してもらっていたが、今回5月9日に岐阜県の教科用図書選定審議会を開き、その後の各地区の協議会においても、採択地区の適正規模について議論が行われたところ。その中で、岐阜地区において、岐阜市から来年度以降、単独で採択地区を構成したいという旨の提案があり、それについて、岐阜地区の採択協議会において認められたということで、岐阜地区の採択協議会長から申請があったところ。</p> <p>その他の5つの地区の採択協議会においても、地区の規模等について議論はされているが、現行の地区を見直す必要はない、という結論になっている。岐阜市がこのような形で提案をした背景としては、全国的に見ても、中核市は6割以上が単独で採択地区を構成しているという中で、岐阜市としても市として権限と責任を十分に発揮したい、ということと単独で採択を行いたい、ということであった。</p>
委 員 長	議第2号につき、挙手により採決する。
委 員 長	全員賛成により原案のとおり可決する。
○ 閉会	
午後4時5分、閉会を宣言する。	
○ 事務局報告	
(1) 第2次岐阜県教育ビジョンについて (5)	
(2) 教育委員会制度改革の動向について	
(3) 岐阜県における全国レベルの表彰について (平成25年8月分)	

ホームページ公開

- (4) 平成26年度公立高校入学定員について
- (5) 次期文化財保護審議会委員の候補者について
- (6) 社会教育委員の会における審議内容について
- (7) 第68回国民体育大会「スポーツ祭東京2013」会期前競技結果について
- (8) 非常変災時における対応方針について
- (9) 平成25年度教育委員行事予定について